

## 平成30年度 実習生派遣に関する覚書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という) と中央大学 (以下「乙」という) とは、乙が学生を甲へ派遣して行う平成30年度インターンシッププログラムについて、以下のとおり確認する。

### (目的)

第1条 この実習は、乙の学生を実習生として甲に派遣し、就業体験を通して甲の業務内容等について、実践的に実習すること及びその経験を進路決定の一助にすることを目的とする。

### (プログラムの内容)

第2条 インターンシッププログラムの内容及び実習配属先は、甲が決定し、乙が確認する。

### (プログラム期間中の状況把握)

第3条 甲は、プログラムの内容及び進行状況について、求めに応じて乙に報告する。

### (プログラムに関わる経費の負担)

第4条 プログラム中、甲が学生に命ずる職務遂行に伴う費用 (営業活動・出張等業務上発生する費用) については、甲が支給する。

### (プログラム期間中及び通勤による災害)

第5条 学生のプログラム期間中の災害及び通勤に際しての災害については、学生教育研究災害保険及び学研災付帯賠償責任保険をもって充てる他、甲、乙が誠意を持って問題の解決に当たるものとする。

### (プログラムの体制)

第6条 乙は、学生が受入れ先の事業所におけるプログラム実施に際し、甲の就業規則を尊重するとともに、職務遂行に当たっては、甲の指導、監督、助言等に従うよう、指導する。

### (機密保持義務)

第7条 乙は、学生が実習を通じて知り得た甲並びに甲に関する相手方の業務上の機密及び個人情報、実習中及び実習終了後においても、これを第三者 (乙を含む) に漏らしてはならないことを指導する。

### (有効期間)

第8条 本覚書の有効期間は、締結日より1年間とする。ただし、甲乙双方異議なき場合は、さらに1年間延長することができる。その後においても同様とする。

### (その他)

第9条 この覚書に定めのない事項及び覚書に疑義が生じた場合、甲、乙が協議の上定めるものとする。

上記を証するため、正本2通を作成し、甲、乙それぞれ記名捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲

乙 八王子市東中野742-1  
中央大学  
キャリアセンター部長  
中村 晋